

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	ともかぜ振興会館の利用許可、利用料金の減免、利用許可の制限		
根拠法令及び条項	那覇市ともかぜ振興会館条例第6条、第8条、第10条、第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市ともかぜ振興会館条例第6条、第8条、第10条、第11条		
審査基準 設定年月日	令和元年7月4日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(1日～3日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和元年7月4日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	総務部 平和交流・男女参画課		
備考	当該施設は、市が直営で管理を行っている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

那覇市ともかぜ振興会館条例（抜粋）

令和元年7月4日
条例第3号

（利用者の範囲）

第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定地域住民(第1条に規定する旧大嶺集落の住民及びその関係者をいう。)
- (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

（利用許可等）

第8条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第3条第9号のボランティア室を利用するものの選定は、市長が行う。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第6条第1号の特定地域住民が利用する場合
- (2) 本市が主催又は共催をする事業又は行事に利用する場合
- (3) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が教育上の目的で利用する場合
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用許可の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。